

前回定例会（令和5年5月11日）以降の資源エネルギー庁の動き

令和5年6月7日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. エネルギー政策全般

○「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX推進法)が、成立しました【5月12日】

(参考1) 法律案の趣旨(経済産業省HP)

(<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210004/20230210004.html>)

世界規模でグリーン・トランスフォーメーション(GX)実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要です。その実現に向けて、「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1)GX推進戦略の策定・実行、(2)GX経済移行債の発行、(3)成長志向型カーボンプライシングの導入、(4)GX推進機構の設立、(5)進捗評価と必要な見直しを法定します。

(参考2) エネこれ(スペシャルコンテンツ)

「GX実現」に向けた日本のエネルギー政策(後編)脱炭素も経済成長も実現する方策とは【5月26日公開】

(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/gx_02.html)

○東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の現状に関する韓国政府向け説明会の開催【5月13日】

5月12日、日韓首脳会談の結果を受け、東京電力福島第一原子力発電所(東電福島第一原発)のALPS処理水の現状に関する韓国政府向け説明会をハイブリッド形式(於:ソウル及びオンライン)で実施しました。

日本側から、海部篤外務省軍縮不拡散・科学部長、湯本啓市経済産業省資源エネルギー庁原子力事故災害対処審議官のほか、外務省、原子力規制庁、東京電力から、また、韓国側から、ユン・ヒョンス外交部気候環境科学外交局長のほか、外交部、國務調整室、科学技術情報通信部、海洋水産部、原子力安全委員会が参加しました。

説明会では、韓国側の関心事項を踏まえて、日本側との間で説明と質疑応答が行われました。

双方は、韓国側の関心を踏まえ、韓国専門家の福島第一原発への現地視察の派

遣日程及びその内容につき集中的な議論を行いました。双方は、同視察団の4日間の日本訪問を手配することに合意しました。双方は、その内容を含む訪問の詳細を可能な限り速やかに仕上げるべく議論を継続することに合意しました。

我が国としては、今後も関係省庁等が一体となって、ALPS 処理水の安全性や東電福島第一原発の状況についての情報を国際社会に対して透明性をもって丁寧に説明していく考えです。

○北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社の電気料金値上げ認可申請を認可しました【5月19日】

令和4年11月24日付けで東北電力株式会社から、11月25日付けで中国電力株式会社から、11月28日付けで四国電力株式会社及び沖縄電力株式会社から、11月30日付けで北陸電力株式会社から、令和5年1月23日付けで東京電力エナジーパートナー株式会社から、1月26日付けで北海道電力株式会社から、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第18条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款の変更認可申請がありました。

当該申請内容について、電力・ガス取引監視等委員会において、中立的・客観的かつ専門的な観点からの厳正な審査が行われ、公聴会や「国民の声」を通じて広く国民の皆様のご意見をいただき、電力・ガス取引監視等委員会において査定方針案が取りまとめられました。その後、消費者庁との協議を経て、令和5年5月16日に物価問題に関する関係閣僚会議にて査定方針が了承されました。

これを踏まえ、経済産業省は各社に対し申請内容の補正を指示し、各社から提出された補正書の内容について、電力・ガス取引監視等委員会において査定方針どおりに補正されていることが確認できたため、各社の特定小売供給約款の変更認可申請について、電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第1項の規定に基づき、5月19日認可しました。

（参考1）電気料金の値上げ幅について（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/fee/kaitei_2023/）

大手電力7社からは、当初、約3割から5割の値上げが申請されていましたが、下落傾向にある燃料価格の見積もりの再計算や、修繕費などの固定的な費用の経営効率化の深掘りなど、厳格な審査を経て、大手電力7社の値上げ幅を圧縮した上で、経済産業省は、5月19日に大手電力7社からの料金改定申請を認可しました。

新しい料金は、6月1日以降にお使いいただく電気から適用されますが、国による激変緩和措置（標準的なご家庭※で月に2,800円の値引き）等の効果も勘案すると、全ての電力会社で、ロシアによるウクライナ侵攻前の2022年2月の水準を下回るか同等の水準となっており、負担の軽減に努めています。

※30A（アンペア）で、400kWh（キロワット時）を使用されるご家庭をモデルとして試算。

○東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の現状に関する韓国専門家現地視察団が訪日しました（5月22日～25日）【5月25日】

5月22日、韓国側は、ユ・グクヒ原子力安全委員長と専門家が参加し、現地視察前の準備説明を東京で行いました。日本側から福島第一原発の視察日程を説明するとともに、韓国側の理解を深めていただくため用意した資料やデータ等を踏まえつつ、質疑応答を行いました。

5月23日、ユ・グクヒ原子力安全委員長と専門家20名等は、終日、福島第一原発の現地視察を行いました。監視制御装置、貯蔵タンク、3種類のALPS設備、測定確認用設備、処理水の移送用設備等を視察し、各設備の内容や運用等について質疑応答を行いました。

5月24日、ユ・グクヒ原子力安全委員長と専門家20名等は、終日、福島第一原発の現地視察を行いました。ALPS処理水の分析施設、緊急遮断弁を含む放出設備等を視察し、各設備の内容や運用等について質疑応答を行いました。

5月25日、韓国側は、ユ・グクヒ原子力安全委員長と専門家が参加し、現地視察後の総括的な説明を東京で行いました。

日本政府は、引き続き、福島第一原発の現地視察を含め、透明性高く情報発信を行い、国際社会の理解醸成に取り組んでいきます。

○「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX脱炭素電源法）が成立しました【5月31日】

（参考1）法律案の趣旨（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005.html>

ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要です。このため、2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用に向けて、関連する法律（※）を改正します。

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

（参考2）エネこれ（スペシャルコンテンツ）

「GX 実現」に向けた日本のエネルギー政策（前編）安定供給を前提に脱炭素を進める【3月22日公開】

(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/gx_01.html)

○IAEAによる「ALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果」に関する報告書が公表されました【6月1日】

1. 概要

5月31日、IAEAは、「ALPS処理水の放射性核種分析における第1回目の分析機関間比較結果」に関する報告書を公表しました。本技術報告書は、IAEAが行うレビュー活動における①ALPS処理水の安全性（東京電力、経済産業省）、②規制活動とプロセス（原子力規制委員会）、③独立したサンプリング・データの裏付け・分析（IAEAによるモニタリング検証活動）のうち、③に関する結果を報告するものです。

IAEA立ち会いの下で採取されたALPS処理水のサンプルについて、IAEAの研究所及びIAEAにより選定された第三国の分析機関がデータ分析を実施し、各分析機関の分析結果の比較及びデータが示されています。

2. 報告書のポイント

以下の結果から、IAEAは、東京電力は正確で精密なALPS処理水の分析能力を有していることを留意する、さらに、IAEAは、東京電力が、ALPS処理水の放出中における福島第一原発で継続中の技術ニーズを支援するための持続可能で堅固な分析体制を構築していることを実証したと結論づけられています。

（1）東京電力は高水準の測定の正確性と技術的能力を持つことが証明されている。

（2）東京電力のサンプル採取手続は、代表的なサンプルを得るために必要な適切な基準に従っている。

（3）東京電力が使用している核種分析のために選定された分析方法は、適切で目的にかなったものであること。

（4）IAEA及び参加した第三者分析機関のいずれも、有意に存在する追加の放射性核種（すなわち、ソース・タームに含まれている放射性核種を超えるもの）を検出しなかった。

3. 報告書を踏まえた対応

日本政府は、引き続き、IAEAレビューを通じて国際的な安全基準に照らした確認を継続し、安全確保に万全を期していく予定です。

経済産業省は、IAEAによるレビュー結果を踏まえながら安全を大前提に処理水の海洋放出に向けた取組を進めます。

（参考）IAEAレビューについて

東電福島第一原発のALPS処理水の処分については、2021年4月、日本政府が海洋放出とする基本方針を公表。日本政府よりIAEAに対してALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの派遣等の協力を正式に要請し、同年7月、日本政府とIAEAの間で付託事項（ToR）を署名し、IAEAは①ALPS処理水の安全性に関するレビュー、②規制に関するレビュー、③独立したサンプリング・データの裏付け・分析、を実施。

○IAEAによる東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出に関する包括レビューミッションが行われました【6月2日】

1. 概要

5月29日から6月2日にかけて、IAEA（国際原子力機関）の原子力安全・核セキュリティ局のグスタボ・カルーソ調整官（Mr. Gustavo Caruso, Director and Coordinator for the Fukushima ALPS project, in the Department of Nuclear Safety and Security of the International Atomic Energy Agency）を含む8名のIAEA職員と、9名の国際専門家（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、韓国、フランス、ロシア、米国、ベトナム）が日本を訪れ、ALPS処理水の海洋放出に関する包括レビューミッションが行われました。

ALPS処理水の海洋放出に関するレビューは、IAEAとの間で2021年7月に署名したALPS処理水の取扱いの安全性に係るレビューの包括的な枠組みに関する付託事項（TOR）に基づき実施されているものです。

包括レビューミッションでは、IAEA職員及び国際専門家は、ALPS処理水の海洋放出の安全性について、IAEA国際安全基準に基づいて、技術的事項を議論しました。会合の概要及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調査の概要は、以下のとおりです。

（1）日本政府及び東京電力との会合

今回の包括レビューミッションでは、これまでの個別のレビューを踏まえた事項について議論が行われました。

これまでに実施した（1）ALPS処理水の安全性に関するレビュー、（2）規制に関するレビューについて、日本側から最新の状況に関する情報提供及び説明を行いました。

今回の包括レビューミッションの議論については、IAEAから今後公表される予定の包括報告書に反映されることが見込まれています。

（2）東京電力福島第一原子力発電所の現地調査

6月2日、IAEA職員及び国際専門家は、東京電力福島第一原子力発電所を訪問し、ALPS処理水の海洋放出に関する工事状況や準備状況の現地確認を行いました。

また、一部 IAEA 職員は、5月24日及び25日に東京電力福島第一原子力発電所を訪問し、原子力規制庁が行う ALPS 処理水海洋放出関連設備の使用前検査に立ち会いました。

○エネこれ（スペシャルコンテンツ）

- (1) 脱炭素に向けて各国が取り組む「カーボンプライシング」とは？【5月15日公開】
- (2) 原子力発電所で水素エネルギー製造に挑戦！【5月19日】
- (3) 「GX 実現」に向けた日本のエネルギー政策（後編）脱炭素も経済成長も実現する方策とは【5月26日】
- (4) “万が一”への備えを普段から～原子力と地域の防災【6月2日】

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/>
(当事務所でも紙媒体で配布しています)

●資源エネルギー庁メールマガジン（配信登録）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/ailmagazine/>

●統計ポータルサイト（エネルギーに関する分析用データ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/analysis/>

2. 電気事業関連

○第39回原子力小委員会 放射性廃棄物WG【5月23日】

第39回は、(1)「当面の取組方針(2023)」の策定に向けて、(2)文献調査段階における評価の考え方(案)について(うち経済社会的観点について)、報告、議論が行われました。

○第79回制度検討作業部会【5月25日】

第79回は、(1)容量市場について、(2)予備電源について、(3)ベースロード市場について、(4)非化石価値取引について報告、議論が行われました。

○第1回EVグリッドWG【5月29日】

第1回は、EVグリッドWGのキックオフの説明、議論が行われました。

○第62回電力・ガス基本政策小委員会【5月30日】

第62回は、(1)電力需給対策について、(2)あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会の取りまとめと今

後の進め方について、(3) 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備について、報告、議論が行われました。

○第3回使用済燃料対策推進協議会 幹事会【6月2日】

原子燃料サイクルの早期確立に向けた事業者の取り組みについて説明、議論が行われました。

3. 新エネ・省エネ関連

○第8回水素政策小委員会・アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会 合同会議【5月17日】

第8回は、(1) 水素・アンモニア関連政策の動向について、(2) 水素基本戦略(案)について、報告、議論が行われました。

○第2回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会【5月19日】

第2回は、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関するヒアリングが行われました。

○第18回総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等WG及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会 合同会議【5月24日】

第18回は、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準の取扱いについて検討する必要があることから、住宅・非住宅建築物の省エネルギー性能に係る次の基準について、報告、議論が行われました。

- (1) 省エネ基準への適合性評価ルートの合理化について
- (2) 増改築時における省エネ基準への適合性の評価について
- (3) 気候風土適応住宅の取扱いについて
- (4) その他(非住宅建築物の評価方法の合理化について)

○第41回省エネルギー小委員会【5月24日】

第41回は、エネルギー需要サイドにおける今後の省エネルギー・非化石転換に関するヒアリングが行われました。

○第46回系統WG【5月29日】

第46回は、(1) 再生可能エネルギー出力制御の低減に向けた取組等について、(2) 日本版コネクト&マネージについて、(3) 系統用蓄電池について、報告、議論が行われました。

○第2回変圧器判断基準WG【5月30日】

第2回は、(1) 民生用変圧器のエネルギー消費効率、測定方法、目標年度、区分、目標基準値、達成判定、表示事項について、(2) 民生用変圧器の取りまとめ(案)について、報告、議論が行われました。

○第8回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会【5月30日】

第2回は、再エネ発電設備の適正な導入・管理に向けた取組状況について報告、議論が行われました。

○第6回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生WG【5月31日】

第6回は、再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討について報告、議論が行われました。

4. その他

●経済産業省 新型コロナウイルス関連支援策(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

(以上)

2023-03-22

「GX実現」に向けた日本のエネルギー政策（前編）安定供給を前提に脱炭素を進める

エネルギー安全保障

温暖化対策

再生可能エネルギー

原子力

電力

技術

省エネ

ツイート

↑

メルマガ登録



2022年12月22日に、今後10年を見据えて、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時に実現する政策をまとめたロードマップ「GX実現に向けた基本方針」がまとめられました。この基本方針には、「エネルギーの安定供給」と「脱炭素社会への移行と経済成長の同時実現」に向けて、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー（再エネ）や原子力発電などのクリーンエネルギーの活用をはじめ、それらを進めていくための政策パッケージについて具体的な方法が盛り込まれています。世界的にエネルギー情勢が変化しているなかで、日本が打ち出したエネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時に実現する政策の方向性はどのようなもののでしょうか。その内容を2回に分けてご紹介します。

「エネルギーの安定供給」「経済成長」「脱炭素」を掲げた基本方針

今回、取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」の「GX」とは、「グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）」のことです。これまでの化石エネルギー（石炭や石油など）中心の産業構造・社会構造から、CO₂を排出しないクリーンエネルギー中心に転換することを意味します。

脱炭素社会を実現することは世界中の重要課題であり、「2050年カーボンニュートラル」という国際公約を掲げる日本にとっても、クリーンエネルギーへの転換は避けて通れない道です。

しかし、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は一変しました。それ以前から続くコロナ禍などさまざまな影響もあって、世界各国でエネルギーのインフレーションが起きており、日本でも電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じています。そもそも日本はエネルギー資源にとぼしい国であることから、安定供給の確保の重要性が改めて認識されました。

そこで、脱炭素社会の実現と、エネルギーの安定供給を両立させるために、エネルギーの需給構造を転換させるとともに、日本経済をふたたび成長軌道に乗せていくことが最重要課題として位置づけられました。とくに、日本が強みを持つ脱炭素関連技術を活用して産業競争力強化・経済成長を実現し、同時にCO₂排出削減を実現するために、国を挙げて取り組むことが重要であるとして、「GX実現に向けた基本方針」が取りまとめられたのです。

詳しく知りたい



GX実行会議

基本方針では、大きく分けて、エネルギー政策の全体論と、GXを進めるための方法論の2つが盛り込まれています。

- ▶ 【エネルギー政策】 エネルギーの安定供給の確保を前提とした、GXに向けた脱炭素に取り組む
- ▶ 【GXを進める方法】 経済成長と脱炭素を同時に達成するための投資促進策、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行に向けた政策パッケージができる

今回は「エネルギー政策」についてのポイントを見ていきましょう。

エネルギーの安定供給確保を大前提として、GXに向けた脱炭素に取り組む

私たちの生活や社会・経済活動を守るためには、エネルギーが安定的に、安価に供給されることが欠かせません。将来にわたって安定供給を確保するためには、緊急避難的な緩和措置に頼るだけでなく、エネルギー危機に耐えるエネルギー需給構造に根本的に変えていく必要があります。これは、脱炭素へ向かう場合でも同様です。

安定供給のしくみを再構築しながら、脱炭素へと向かうための方策として、次のような取り組みが示されました。

省エネルギーを徹底し、製造業の構造を転換する

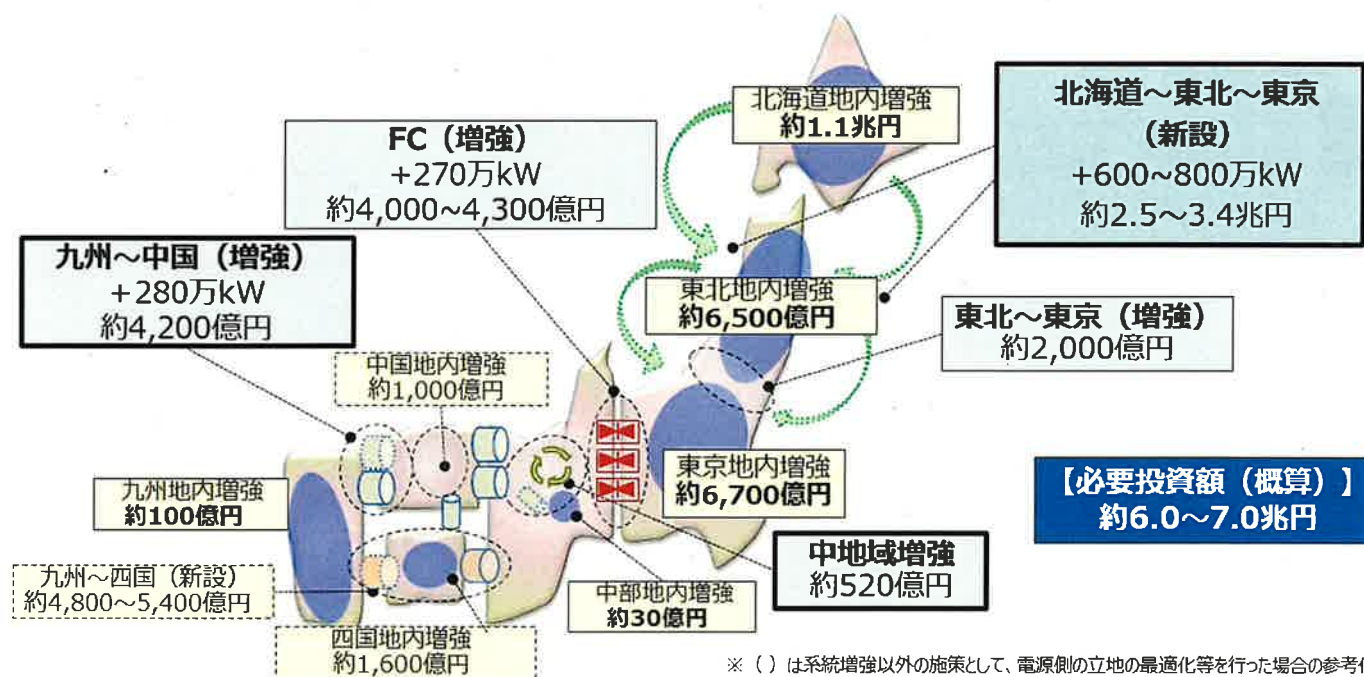
脱炭素社会の実現を考えると、そもそもエネルギーを使う量そのものを減らしていくことが、まずはもっとも大事です。

家庭では、省エネ効果の高い断熱窓への改修など「住宅の省エネ化」、地域の実情に応じた「省エネ家電の買い替え」などに補助金を交付するなどの支援をおこないます。企業では、非化石エネルギーへの転換を進めるために、情報開示のしくみを導入したり、革新的技術の開発・導入や生産体制の転換などそれぞれが省エネ目標を立てて取り組むことを、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（改正省エネ法）」などの規制でうながし、それに対する支援も一体的におこなっていきます。

脱炭素効果の高い、再エネの主力電源化を進める

再エネの導入をさらに拡大するために、全国規模で電力系統（発電・変電・送電・配電を統合したシステム）の整備を進めます。そのために、地域間を結ぶ送電線について今後10年間程度で、過去10年間とくらべて8倍以上の規模で整備を加速します。また、広大な土地があり再エネのポテンシャルの高い北海道から、電力需要の多い本州へ電力を送るための海底直流送電を、2030年度を目指して整備していきます。

電力系統の整備＜マスタープラン策定に向けた長期展望（案）＞



(出典) 第21回 広域連系系統のマスタープラン及び系統利用ルールの内実等に関する検討委員会 資料1 地域間連系線および地内増強の全体イメージ（ベースシナリオ）より事務局作成

[大きい画像で見る](#)

詳しく知りたい



もっと知りたい! エネルギー基本計画⑤ 再生可能エネルギー (5) 再エネの導入拡大を実現する「系統制約」克服の取り組み

脱炭素効果の高い、原子力を活用する

原子力は出力が安定的で自律性が高く、安定供給とカーボンニュートラルの実現の両立に向けて、脱炭素のベースロード電源（季節や天候、時間を問わず、電力を安定的に供給できる電源）として重要な役割を担っています。そのため、安全最優先で再稼働を進めます。

まず、既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、運転期間については、現行制度と同様に「運転期間40年、延長を認める期間は20年」という実質的な運転期間の「60年」という上限は維持した上で、安全規制の変更や、裁判所の仮処分などにより発電所が停止していた期間については、原子力規制委員会の厳格な安全審査がおこなわれることを前提に、一定の期間に限り、「60年」の運転期間のカウントから除外することを認めます。

また、廃止を決定した原発の敷地内での建て替えを対象として、新しい安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組みます。

このほか、新たな脱炭素燃料として注目される水素・アンモニアの導入の促進や、カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備なども進めます。また、各産業分野でGXに関する目標を立て、取り組みを促進していきます。

詳しく知りたい

- ➔ [アンモニアが“燃料”になる?!（前編）～身近だけど実は知らないアンモニアの利用先](#)
- ➔ [次世代エネルギー「水素」、そもそもどうやってつくる?](#)

今回は、GXを進める具体的な方法として、経済成長と脱炭素を同時に達成する「成長志向型カーボンプライシング構想」についてご紹介します。

お問合せ先

記事内容について

資源エネルギー庁 長官官房 総務課
産業技術環境局 環境政策課

スペシャルコンテンツについて

資源エネルギー庁 長官官房 総務課 調査広報室

後編の公開に際し、文言を統一するため一部テキストを変更しています。（2023/5/26 10:00）

※掲載内容は公開日時点のものであり、時間経過等にもなって状況が異なっている場合もございます。あらかじめご了承ください。

2023-05-26

「GX実現」に向けた日本のエネルギー政策（後編）脱炭素も経済成長も実現する方策とは

エネルギー安全保障

温暖化対策

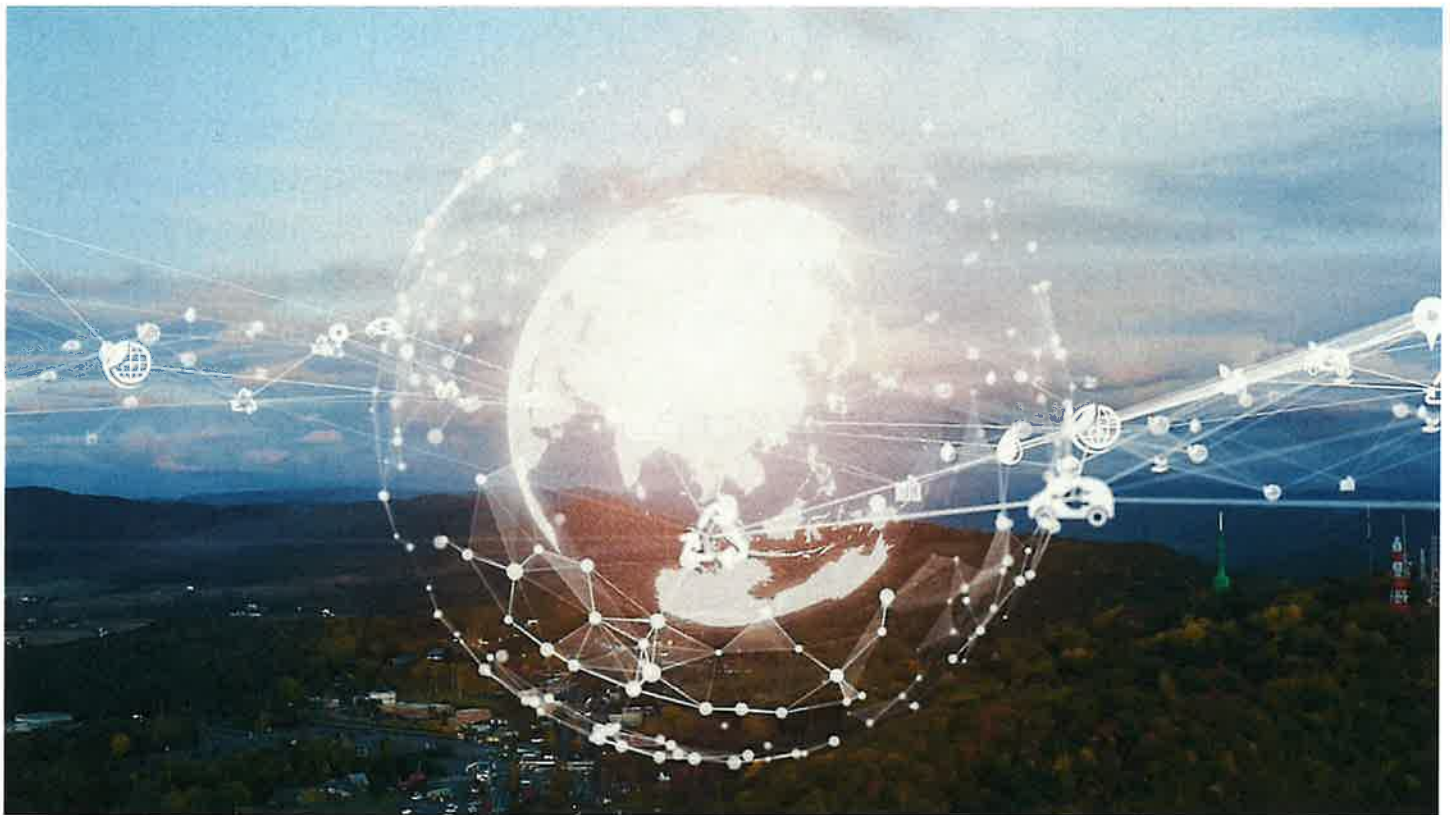
いいね!

シェアする?

ツイート

0

メルマガ登録



2022年12月、今後10年を見据えて、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時に実現する政策をまとめたロードマップ「GX実現に向けた基本方針」をご紹介しますシリーズ。前編（[➡](#)「『GX実現』に向けた日本のエネルギー政策（前編）安定供給を前提に脱炭素を進める」参照）に引き続き、後編では、脱炭素社会への移行と経済成長の同時実現に向けて、どのような構想が打ち出されているかをご紹介します。

GXを実現させるための「基本方針」とは？

脱炭素社会の実現と、エネルギーの安定供給を両立させ、日本経済をふたたび成長軌道に乗せていくことを重要課題として示された「GX実現に向けた基本方針」。この中には、大きく分けて、エネルギー政策の全体論と、GXを進めるための方法論の2つが盛り込まれています。

▶ 【エネルギー政策】エネルギーの安定供給の確保を前提とした、GXに向けた脱炭素に取り組む

- ▶ 【GXを進める方法】経済成長と脱炭素を同時に達成するための投資促進策、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行に向けた政策パッケージができる

後編では、GXを進める方法として、「成長志向型カーボンプライシング」構想について見ていきましょう。

「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

「2050年カーボンニュートラル」の達成とともに、日本の産業競争力強化・経済成長を実現するためには、さまざまな分野で投資が必要となります。その規模については、政府として、今後10年間で150兆円を超える規模が必要と想定しています。

こうした巨額のGX投資を官民が協調して実現するために、「成長志向型カーボンプライシング構想」を実行していきます。

「カーボンプライシング」とは、炭素に価格をつけて、炭素の排出者の行動を変容させる政策手法です（➡「[脱炭素に向けて各国が取り組む『カーボンプライシング』とは？](#)」参照）。今回の基本方針で示された「成長志向型カーボンプライシング構想」では、新たな国債の発行による先行投資支援や、炭素の排出量取引、炭素に対する賦課金制度の導入など、以下の3つの措置が盛り込まれました。「成長志向型」とある通り、規制と支援を一体化した投資促進策により、経済成長につなげるようなしくみが示されています。

「GX経済移行債」を発行し、先行投資をおこなう

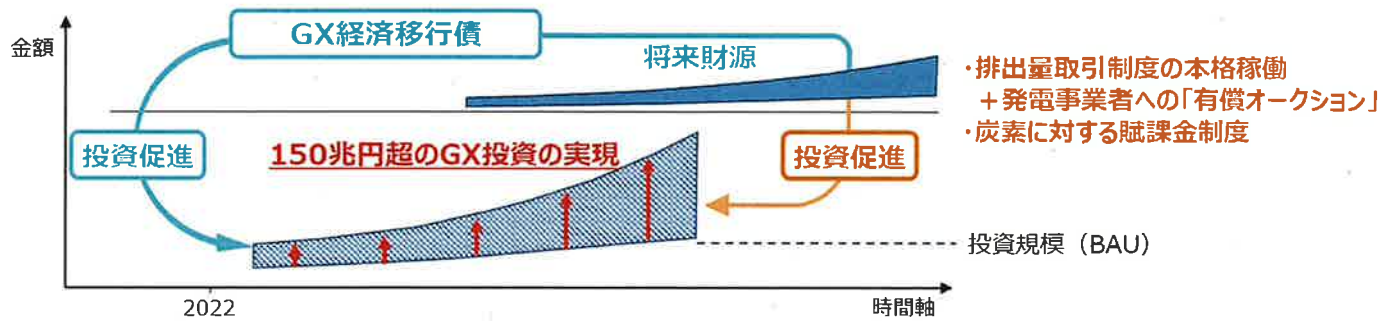
大規模なGX投資を官民協調で実現していくためには、まず国として支援策を講じ、民間投資を後押しする必要があります。そこで、新たに「GX経済移行債」を創設し、これを活用して、国が20兆円規模の先行投資支援を実行することで、官民で150兆円超のGX投資の実現に向け、民間投資を引き出していきます。

カーボンプライシングの導入によるGX投資先行インセンティブ

企業が自主的に参加するGXリーグにおいて、2023年4月から試行的に「排出量取引制度」がスタート。これをさらに強化する形で2026年度頃から本格的に稼働させます。「排出量取引」とは、各企業の排出実態に応じて、目標以上に削減を達成した企業が、目標達成できずに排出した企業と、排出量を取引することができる制度です。

これに加えて、電力の脱炭素化を進めるため、発電事業者に対して「有償オークション」を段階的に導入します。これは、発電事業者に対して、排出量に応じた排出枠の調達を義務付けるとともに、その排出枠を、オークションの対象とするものです。この際、段階的にオークションの対象となる排出枠の比率を上げていきます。導入は2033年度頃の見込みです。

また、石油や石炭などの化石燃料の輸入事業者などに対し、炭素の排出量に応じた「賦課金」を、2028年度頃を目途に導入します。これもはじめは低い負担で導入し、段階的に引き上げていきます。



大きい画像で見る

新たな金融手法の活用

大規模なGX投資を実現するためには、「GX経済移行債」による国の支援と合わせて、国内外のESG投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業におこなう投資）の呼び込みを促し、民間金融機関や機関投資家の力を活用することが必要です。

そこで、グリーン・ファイナンス（環境に配慮した事業に特化した金融）の国内市場発展の整備を進めるとともに、炭素を排出する事業活動を脱炭素型事業に移行させるための投融資（トランジション・ファイナンス）に対する国際的な理解を深める取り組みを強化していきます。

また、GX分野の中には技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクをとりきれないケースもあるため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立に向けて、官民での知見の共有に取り組めます。

今回の基本方針では、今後のエネルギー政策の方向性ととも、GX実現のための投資を促進する手法や具体的な時期が示されたことが大きなポイントです。また、GX投資によって見込める市場規模や排出削減効果など、それぞれの産業分野についての道行きも、あわせて示されました。詳しい内容については、今後の記事でも取り上げていく予定です。

お問合せ先

記事内容について

資源エネルギー庁 長官官房 総務課
産業技術環境局 環境政策課

スペシャルコンテンツについて

資源エネルギー庁 長官官房 総務課 調査広報室

※掲載内容は公開日時点のものであり、時間経過等にもなつて状況が異なっている場合もございます。あらかじめご了承ください。

